

富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市移住就業支援補助金交付要綱（令和元年8月30日告示第57号。以下「要綱」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(通勤の要件)

第2条 要綱第3条第2号イ及び同条第3号イの特別区に通勤していた期間は、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として通勤していた期間とする。ただし、通勤していた法人等又は法人経営者若しくは個人事業主を辞めてから、転入をした日までの間に、特別区外であって静岡県とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として就業していた場合は除く。

(通学の要件)

第3条 要綱第3条第2号ウの大学等へ通学していた期間は、修業年限（ただし、高等専門学校は2年）を上限とする。

(就業の要件)

第4条 要綱第3条第6号アに規定する者は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 要綱第2条第4号アに該当する場合 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること、かつ、本人の3親等以内の親族が代表者等である企業等の従業員でない者。
- (2) 要綱第2条第4号イに該当する場合 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること、かつ、目的達成後の解散を目的とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと。

(テレワークの要件)

第5条 要綱第3条第6号ウに規定する者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- ア デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金）を活用した取組の中で、在職する企業等から資金提供されていない者
- イ 当該企業等からの命令でなく、申請者の意思により本市へ転入した者。
- ウ テレワーク実施日が所定労働日数の半数以上の割合である者。

(関係人口に関する要件)

第6条 要綱第3条第6号エに規定する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市への転入前に、次のいずれかに該当すること。

ア 申請者の親又は配偶者が、本市に1年以上継続して居住していること。

イ 申請者又はその配偶者が、本市に1年以上居住していた経験があること。

ウ 市内の事業所で1年以上継続して勤務していた経験があること。

エ 転入をした日の前日までの5年間のうち、複数年本市へふるさと納税をしていること。

オ 市長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの5年以内に2回以上参加した経験があること。

(2) 本市への転入後に働く者のうち、次のいずれかに該当すること。

ア 正規雇用

イ 起業又は創業

ウ 事業承継

エ 副業又は兼業

オ 法人経営者

カ 3ヵ月以上の雇用期間のあるパート・アルバイト等の非正規雇用（ただし、中学校3年生までの子供を扶養しているひとり親世帯、又は、家族の介護・看護、本人の障害・病気療養によって正規雇用者として就業することが困難な者に限る）

（世帯員の要件）

第7条 要綱第4条第1項の世帯員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。

(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 要綱第4条第1号に規定する18歳未満の世帯員は、次の各号に定める場合に依り、当該各号に定める要件に該当する者とする。ただし、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象外とする。

(1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日のものは対象とする。

(2) 転入後に出生した者は、母子健康手帳等により移住前に妊娠していたことが確認できること。

（交付申請の期限）

第8条 要綱第5条の市長が別に定める日は、交付を受けようとする年度の1月31日とする。

（交付申請の提出書類）

第9条 要綱第5条第3号の特別区に存する勤務地に通勤していた期間を証する書類は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 第2条の雇用保険の被保険者に該当する場合 特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(2) 第2条の法人経営者又は個人事業主に該当する場合 開業届出済証明書その他の在勤地を確認できる書類その他の在勤期間を確認できる書類

2 要綱第5条第4号の特別区に存する大学等に通学していた在学期間及び卒業校を確認できる書類は、特別区で通学していた大学等の卒業証明書その他の当該大学等の所在地、通学期間を確認できる書類

3 要綱第5条第5号の在職している企業等の就業証明書（第2号様式）（第3条第6号ア及び同条同号ウに規定する者に限る。）は、本市に転入後の就業業況について証明するものとする。

4 要綱第5条第9号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 第4条の要件に該当する場合 在職している企業等から証明書（第1号様式及び第2号様式）

(2) 第5条の要件に該当する場合 申告書（第2号様式）

(3) 第6条の要件に該当する場合 次に定める場合に応じ当該規定に定める書類

ア 第6条第1号アに該当する場合 住民票の写しその他の申請者の親又は配偶者が、本市に1年以上継続して居住していることを確認できる書類

イ 同条同号イに該当する場合 本市において消除された住民票の写しその他の申請者又はその配偶者が、本市に1年以上居住していた経験があることを確認できる書類

ウ 同条同号ウに該当する場合 市内の事業所で1年以上継続して勤務していたことを確認できる書類

エ 同条同号エに該当する場合 転入をした日の前日までの5年間のうち、複数年本市へふるさと納税をしていることを確認できる書類

オ 同条同号オに該当する場合 市長が別に定める関係人口創出事業に、転入をした日の前日までの5年以内に2回以上参加したことを確認できる書類

カ 同条第2号の本市への転入後に働いていることが確認できる書類。

5 要領第7条第2項第2号の転入後に出生した者であることを証する書類は、母子健康手帳等の転入前に妊娠していたことが確認できる書類

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、富士市移住就業支援補助金交付決定通知書再交付願（第3号様式）を市長に提出することができる。

(交付決定通知書再交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、富士市移住就業支援補助金交付決定通知書（再交付）（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の一部取消し)

第12条 要綱第7条第2号のうち、申請日から3年以上居住し、5年以内に市外に転出したときは、交付決定額の半額を取り消すものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月4日から施行する。

2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和2年1月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年6月10日から施行する。

2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和3年3月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市移住就業支援補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和6年4月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。